

事業区分	事業の細区分	国庫補助金		平成20年度率		地方交付税の基準財政需要額への算入		備考 (財特法根拠条項等)	
		通常の補助負担率	特例補助負担率	(率は各年度の「地方債充当率(総務省告示)」による)		通常算入率	特例算入率		
下水道	特定公共下水道	1/3	1/2	100%		44%	措置なし※5	第2条第3項第1号	
	都市下水路	4/10	1/2	都道府県 90% 市町村・指定都市 55%		30% (都道府県) 12.5% (市町村・指定都市)	地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法附則第5条による)※5		
	公共下水道	終末処理場 55/100	1/2			16~44% (公共下水道) ※4	44% (流域下水道、特定環境保全公共下水道) ※5		
	その他 50/100	—		100%					
	流域下水道	終末処理場 2/3	1/2						
緩衝緑地	用 地	1/3				30%		第2条第3項第2号	
	緩衝緑地 施設	1/2		90%					
廃棄物	一般廃棄物 ごみ	※3 1/3 (1/4)		90% (施設) 100% (用地造成)		50% (施設) 0% (用地)		第2条第3号第3項	
	一般廃棄物 し尿	1/3 (1/3)	※3 —						
	処理施設 廃棄物埋立護岸	1/3	(1/2)	90%		50%			
	海洋性廃棄物 处理施設	1/3		都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	○	0%			
学校環境整備 (公立の義務教育諸学校)	公害防 止 工 事 等	1/3	55/100	都道府県 75% 指定都市・市町村 90%		70% (危険) 30% (プール) 20% (給食) 0% ※6	措置なし※5	第2条第3項第4号	
※2 しゅんせつ ・導水等	河 川	1/3		90% (・河川環境整備事業のうち特定河川の流域において実施される河川浄化対策 ・漁場環境保全創造事業)			地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(公害財特法第5条、地方交付税法附則第5条による)	第2条第3項第5号	
	港 湾	※1 0 (1/2)	1/2	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	○	30%			
	水 産 基 盤	1/2			○				
※2 公害対策	農業用施設(かんがい排水施設)	土壤汚染防止等 55/100	55/100					第2条第3項第6号	
	土地改良	その他 55/100	1/2	90%		30%			
	農用地(客土・排土等)	汚染除去等 50/100	55/100						
※2 ダイオキシン類対策	土壤汚染防止・除去等	1/2	55/100	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	○	0%		第2条第3項第7号	
政令で定める事業	幼稚園等	1/3	1/2	75%		0%		第2条第3項第9号	
	児童福祉施設	1/3 1/2	55/100	都道府県・指定都市 75% 市町村 80% (介護施設 100%)					
	老人福祉施設	1/2	55/100			0%			

(注)※1 港湾公害防止対策事業として行う場合は0、それ以外の事業として行う場合は1/2

※2 公害防止計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定した事業についても適用される。

※3 上段は平成17年度以降の交付金事業の補助負担率、下段の()内は交付金化以前の国庫補助事業の補助負担率。

※4 合流式・分流式の別及び処理区域内人口密度別に16~44%を算入

※5 特定公共下水道(単独分)及び義務教育施設(学校環境整備)については、本財政措置においては交付税措置を講じていない。(なお、義務教育施設(学校環境整備)においては、通常分として各費目において基準財政需要額に算入される。)また、平成16年度より、下水道事業のうち更新事業に係る経費についても、交付税措置の対象外としている。

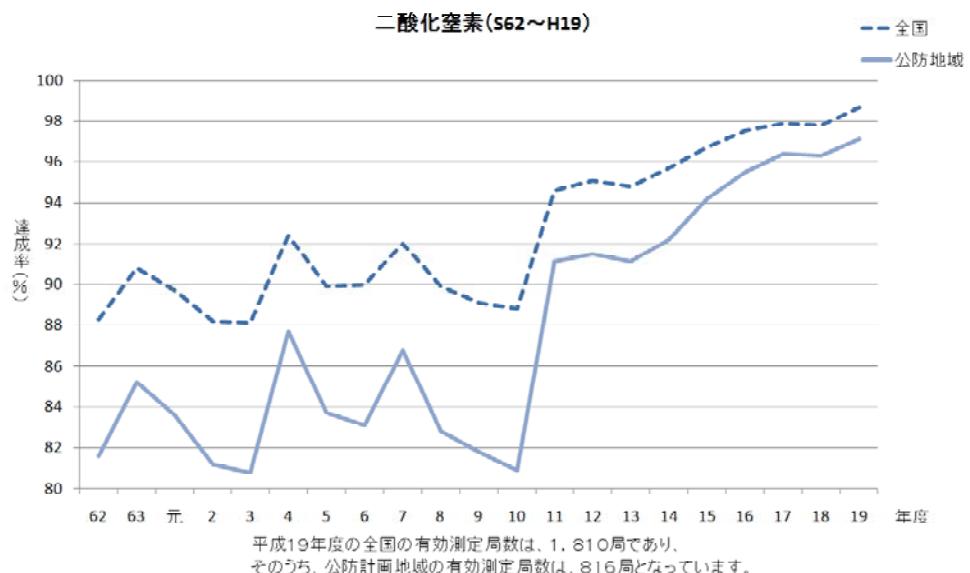
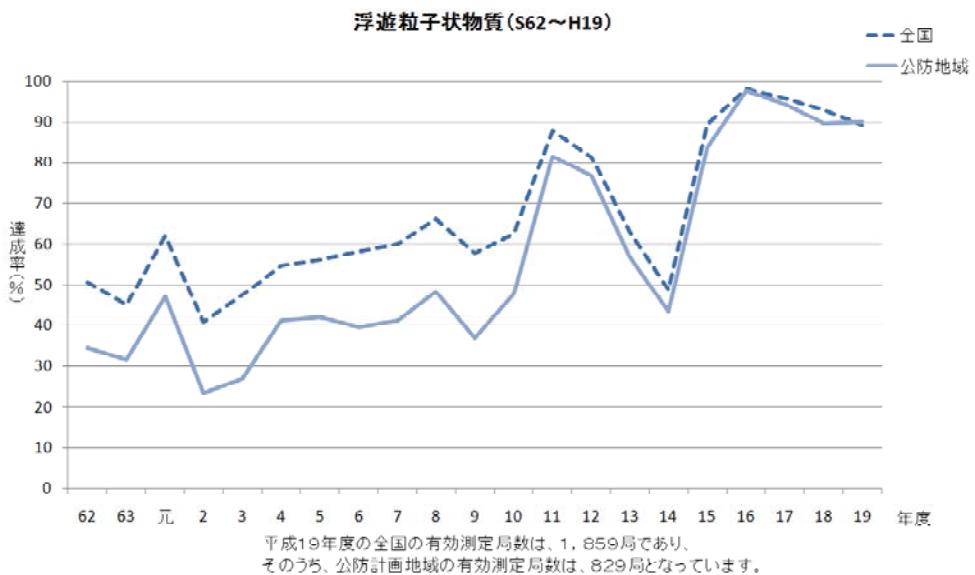
※6 市町村立施設について、危険改築・不適格改築事業等は70%、屋外プールの新增築事業は30%、給食施設の新增改築事業は20%及びその他事業は0%を算入(平成18年7月20日付け総財調第24号「安全・安心な学校づくり交付金事業に対する地方財政措置について」参照)

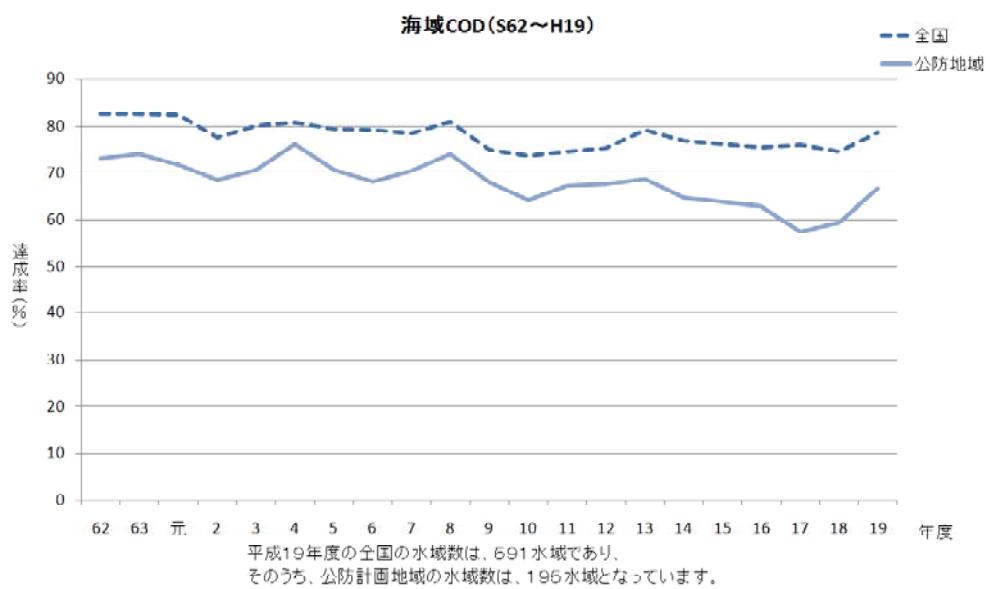
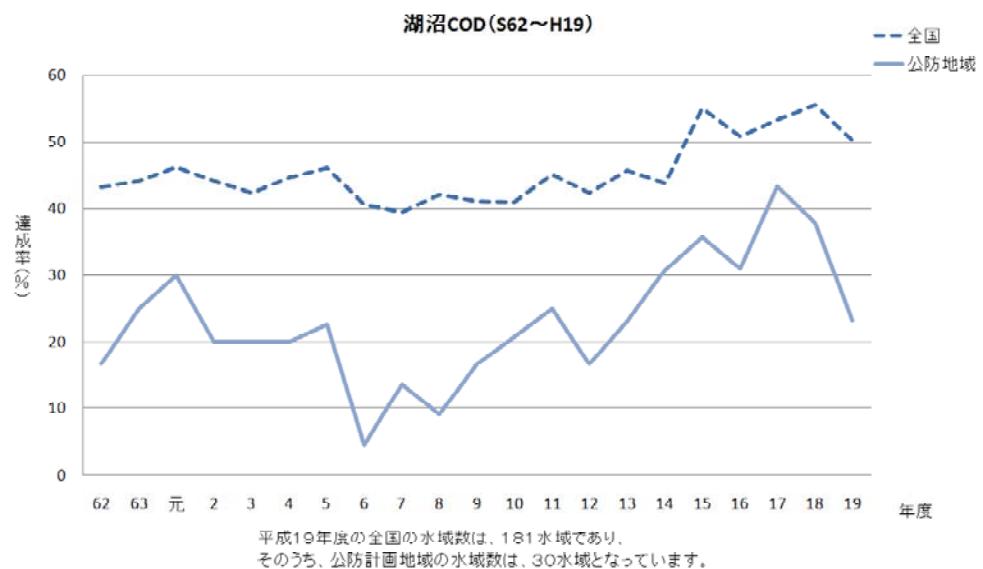
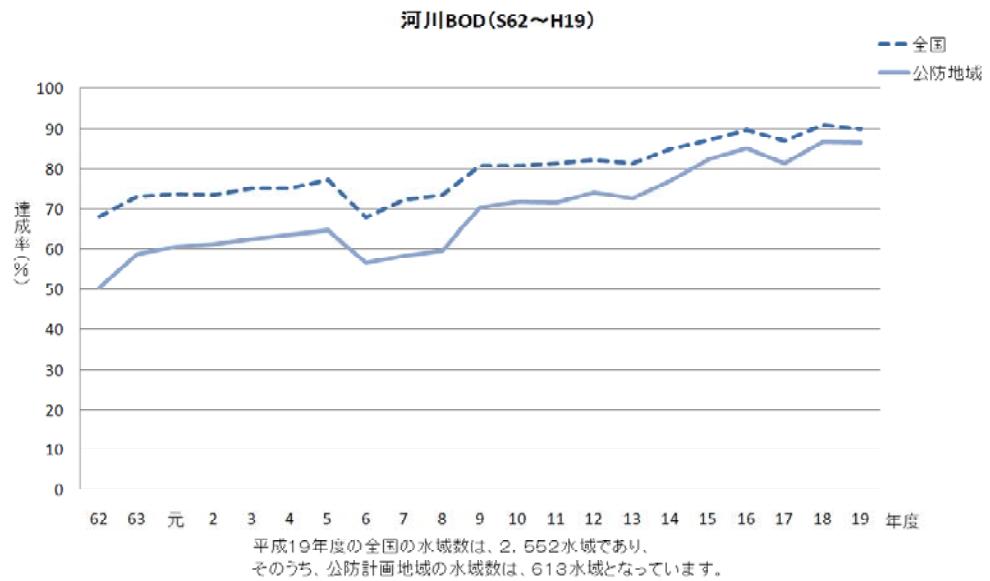
※7 財特法が適用されることにより起債が可能となるもの

(7) 公害防止計画制度の成果

公害防止計画の個々の対象地域においては、公害防止計画の策定のみならず、様々な公害対策が講じられている。このため、公害防止計画の策定による環境改善効果のみを抽出することは困難である。

しかしながら、すべての公害防止計画の対象地域を対象として主な環境基準等の達成状況を整理すると以下のグラフのとおりとなり、公害防止計画の対象地域において、典型的な公害問題は、改善してきていること、また、全国の環境基準等の達成状況との乖離が解消してきていることが把握できる。ただし、湖沼及び海域のCODについては、全国の環境基準との乖離が解消してきているとはいえない。





(8) 地方分権改革推進委員会の第3次勧告

平成21年10月に地方分権改革推進委員会により示された第3次勧告では、公害防止計画制度に係る国の関与について、以下のとおり勧告されている（注2）。

この勧告に関する法整備は、平成23年の通常国会において、地方分権に関する一括法を定める形式で行われると見込まれている。

[環境大臣への同意付き協議]

- ・ 財特法による税制・財政上の特例措置に係る部分（法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる場合）
→同意を要する協議を許容
- ・ その他の部分 → 同意付き協議の廃止

[公害防止計画の策定]

- ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止
- ・ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画等の場合、特例措置に係る内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化

2. 地方公共団体に対するアンケートについて

本検討会における検討に資するため、環境省は、平成21年12月、公害防止計画を策定している24都府県及び総務大臣指定事業を実施している10県市を対象に、公害防止計画制度の見直し方針及び財特法の期限切れに関するアンケート調査を実施した。

本アンケートの結果を見ると、公害防止計画制度については、地域の実情に応じた公害対策を講じられるような制度とすべきとする回答が多く、また、財特法の期限切れについては、現状では特に支障がないとする回答も一部にある一方で、期限切れにより特定の公害防止事業の実施に支障が生じる又はそのそれがあるとの回答が多く見受けられた。

結果の詳細は別添のとおりであり、その概要をとりまとめると、以下のとおりとなる。(注3)

公害防止計画制度の見直しに係る地方公共団体に対するアンケート調査結果（概要）

1. 制度の見直し方針は定まっていませんが、以下のような選択肢があり得ると考えています。具体的に、環境の保全等の観点からどのような見直しをすべきと考えますか。(現状の制度に対する評価、以下の各選択肢のような見直しを行うことへの見解も含めお答えください。)

意見

- (1) 現行制度の必要性は低くなりつつあるが、地域の実情に応じた公害対策が講じられるような制度とすべきであり、地方自治体の環境基本計画を公害防止計画に代わるものとするか又は地域の重点課題に絞り込むなどして、公害財特法の財政措置を受けるかたちが望ましい。
- (2) 廃止も含めて抜本的な見直しが必要である。
- (3) 今後も現行の計画制度が必要である。
- (4) 都道府県知事による策定に加え、政令指定都市長等による策定も可能とすることや公害財特法の財政措置拡充を行っていただきたい。

2. 仮に公害財特法の期限が延長されなかった場合、何らかの問題が発生しますか。発生するとすれば、具体的にはどのような問題ですか。

意見

- (1) 下水道事業の進捗等に大きな支障が生じる（特に、起債及び償還金の交付税措置）。
- (2) 港湾のしゅんせつ事業又は河川しゅんせつ事業を行っており、今後の事業実施に支障をきたす恐れがある。
- (3) 廃棄物処理施設整備事業を行っており、大きな支障が生じる。
- (4) これまで行ってきた事業などにより、一定の成果をあげていることから、ただちに問題が発生することはないと、今後新たな課題が発生した場合、対応等に遅れが生じる恐れがある。
- (5) 土地改良事業を行っており、事業継続が困難となる。また今後のカドミウム汚染濃度の基準が下がれば、新たな公害防止対策事業が必要となる地域が増えることが予想される。

3. 公害防止計画制度の見直しの必要性

以上、1.においては、現行の公害防止計画制度の概要、目的、計画の策定状況等について改めて整理するとともに、2.において、公害防止計画制度の見直し方針及び財特法の期限切れに関する関係地方公共団体の意見等について整理したが、ここでは、これらの整理も踏まえつつ公害防止計画制度の見直しの必要性について本検討会において検討した結果を整理する。

(1) 公害防止計画制度の見直しについて

「公害対策を総合的に講ずる」という公害防止計画制度の目的を踏まえた今後の公害防止計画制度の見直しについての本検討会の認識は、以下のとおりである。

- ・ 公害が著しい地域においては、公害防止計画制度により公害対策が総合的に講じられ、典型的な公害問題は改善してきている。公害防止計画制度は、これまでの我が国の公害対策として十分な役割を果たし、その目的は相当程度達成してきた。
- ・ 公害防止計画制度に基づく財政上の特例措置の活用は漸減傾向にあると考えられ、一部には、公害防止計画の財政上の特例措置の効果が必ずしも効率的に発揮されていないと考えられる事例もある。
- ・ しかし、閉鎖性水域における富栄養化、底質の悪化等の問題が残り、また、PM2.5、ダイオキシン等の化学物質による環境汚染等新たな形態の公害への対応等も必要である。それゆえ、必ずしも「公害対策を総合的に講ずること」の必要性が否定されるものではなく、公害防止計画制度の存続を求める地方公共団体の意見も多い。

このような認識のもと、本検討会としては、公害防止計画を「単に終了する」のは不適切であり、制度趣旨に即した適切な公害対策に資する制度への改正が必要と考える。

なお、本検討会においては、これに関連し、「公害」の概念をより明確化すべきという意見があった（注4）。

(2) 国と地方の役割分担について

現行の公害防止計画の策定手続において、環境大臣による策定指示や同意の手續が設けられている背景には、公害防止対策の中に国の施策に直接関わる問題があり、また、公害から人の健康の保護を図る等ナショナルミニマムを確保するという考え方があったが、このようなこれまでの考え方等も踏まえた、今後の公害防止計画制度に係る国と地方の役割分担についての本検討会の認識は、以下のとおりである。

- ・ 公害防止対策の多くは、基本的に、地域ごとに、個別の公害分野ごとの制度の運用の中で対応しているが、PM2.5等広範に影響を及ぼす公害への対応等もあり、国の役割の必要性は否定されるものではない。

このような認識のもと、本検討会としては、公害防止計画制度における国と地方の役割分担については見直すことが必要であり、地方公共団体の主体的な計画策定を前提として、必要な範囲内で適切に国が役割を果たす仕組みが必要と考える。

(3) 公害防止計画の効果について

現行の公害防止計画策定の法的効果は、財政上の特例措置及び他の法令に基づく地方計画制度との整合確保の2つに分類できるが、これを踏まえた新たな公害防止計画制度における計画の効果についての本検討会の認識は、以下のとおりである。

- ・ 財政上の特例措置については、具体的に当該地域で問題となっている公害以外の公害への対応にも適用されるため、その効果が必ずしも効率的に発揮されていないと考えられる事例があるという意見がある一方で、総合的な公害対策を講じる上で何らかの財政措置が必要という意見もある。
- ・ 他の法令に基づく地方計画との整合確保については、運用上の課題や効果について問題視する意見はなく、引き続き必要と考えられる。

このような認識のもと、本検討会としては、上述した公害防止計画制度の目的の達成状況、現在実施している公害防止事業に与える影響等を勘案して、財政上の特例措置について検討することが必要と考える。

また、他の法令に基づく地方計画との整合確保についての制度的担保は、引き続き必要と考える。

4. 公害防止計画制度の見直しの方向性

近年、典型的な公害問題は改善してきているが、今後も、公害防止計画制度には、これまでの公害問題が再燃することのないよう、各分野の公害の悪化を総合的に抑止する効果や、新たな形態の公害が発生した場合、地域ごとに、既存の各分野の公害への対応との関係も踏まえつつ、地域全体として、改めて総合的・効果的に公害対策を講じることに資するという効果、さらには、公害問題に関わりがある各事業の実施主体との連絡・調整を経ることにより、各主体の公害対策に向けた認識の共有・統一ができるといった効果も期待できるところである。

本検討会においては、3.(1)～(3)に記したとおり、制度趣旨に即した適切な公害対策に資する制度に公害防止計画制度を改正した上で、引き続き同制度を存続すべきとの結論に至ったが、ここではさらに、具体的な公害防止計画制度の見直しの方向性についての本検討会の検討の結果を整理する。

なお、「はじめに」に記したとおり、財特法は平成22年度限りで期限を迎える。また、公害防止計画制度に係る国の関与についての地方分権改革推進委員会第3次勧告に関する法整備は、平成23年の通常国会において行われると見込まれている。このため、本検討会においては、公害防止計画制度の見直しの方向性について、平成22年度末までの間に講ずべき当面の対応と、将来的な対応とに分けて整理することとした。

それぞれの検討結果は、以下のとおりである。

(1) 当面の対応として、都道府県知事の裁量を高め、地域において総合的な対策を講じやすい計画制度に移行するべきである。

1) 計画の枠組み関係

◎ 環境大臣が都道府県知事に対して公害防止計画の策定を指示する際に策定する基本方針は、環境基本法第17条第3項の規定に基づき、環境基本計画を基本として策定することとされていることを踏まえ、環境基本計画にある項目内容を網羅的に盛り込む形となっており、このような基本方針に基づき策定された個々の公害防止計画も、同様に、環境基本計画にある項目内容を網羅的に盛り込む形となっている。

しかしながら、環境基本計画を基本とすることは、同計画に沿って、地域の実情に応じた取組を重点的に進めるものと解して運用することが妥当であり、今後の公害防止計画については、このような網羅的な内容ではなく、対象地域において重点的な対策を講ずる内容のみを定める計画とすることについて検討を進めるべきである。

また、公害防止計画において講ずべき内容を、地方公共団体の環境基本計画において定める場合は、そのことをもって公害防止計画を策定したと見なすような弾力的な運用を行いうるものとすることについても検討すべきである。

- ◎ 計画策定手続については、計画に記載する事業の実施主体とも十分連携した手続となるよう検討を進めるべきである。

2) 国と地方の役割分担関係

- ◎ 地方分権改革推進委員会の第三次勧告に従った措置が必要である。
- ◎ 「公害対策を総合的に推進する」ことを目的とした計画である限り、都道府県知事が主体的に公害防止計画を策定することができることとし、環境大臣による策定指示については、あらかじめ、国として地方公共団体が公害防止計画を策定することが望ましいと考える場合や記載項目についての目安等を示した全国一律の基本方針を策定した上で、広域的な課題、国民の健康に深刻な影響を及ぼす課題等について策定を要請できる仕組みとすること等について検討を進めるべきである。
- ◎ 対象地域が政令市及び中核市の範囲内に限られる公害防止計画については、計画の策定権限を都道府県知事から政令市及び中核市の長に委譲することについて検討を進めるべきである。

3) 計画の効果関係

- ◎ 地方公共団体の関心が高い財政上の特例措置については、上述した計画の枠組みや国と地方の役割分担の見直しの方向性を踏まえ、財特法の期限切れへの対応も含め、現在実施している公害防止事業や農用地土壤汚染対策事業等個別の対策が必要な事業の取扱い等具体的な措置について検討することが必要である。その際、その対象の明確化や、その効果の効率的な発揮の観点からも検討すべきである。
- ◎ 他の法令に基づく地方計画との整合確保は、引き続き必要である。
- ◎ 新たな形態の公害が発生した場合、地方公共団体がきちんと対応できるよう、地方公共団体に対する技術支援、組織体制上の支援等についても検討を進めるべきである（注5）。

(2) 将来的には、地方公共団体の環境施策に関する基本的な計画（以下「地域環境基本計画」という。）の制度の創設も視野に入れ、以下の観点から検討を進めるべきである。

1) 計画の枠組み関係

- ◎ 新たな公害防止計画と地域環境基本計画とを同一の計画とするか別の計画にするかについて、検討を進めるべきである。
なお、公害防止計画制度の必要性が依然として認められる中、公害のみならず幅広い環境施策の基本的な内容を定める地域環境基本計画は、公害防止計画とは別の計画とすることも考えられるが、その際は、重複を避けるため、一方の計画の一部を他方の計画の一部と見なすなどの弾力的な運用を行うことについても検討すべきである。
- ◎ 地域環境基本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）等環境分野の法令に基づく各地域計画（戦略）の上位に位置付けられる基本計画とする形も考えられる。
- ◎ 地域環境基本計画制度についての検討に当たっては、地方公共団体の地域環境基本計画に係る条例との整合に留意する必要がある。
- ◎ 地域環境基本計画制度についての検討に当たっては、地方公共団体における当該計画の策定状況にも留意する必要がある。

2) 国と地方の役割分担関係

- ◎ 地域の環境基本計画は、既に一部の地方公共団体が自由度を持って策定しているという実態がある。
新たな法制度として地域環境基本計画制度を設ける場合、その自由度を制約しない、地方の裁量をベースとした制度とする必要がある。
この場合において、国の権限に属する事項に関し、国の施策との連携、調整を可能とする仕組みを定めが必要であり、さらに、地方公共団体相互の施策の連絡、調整の仕組みが必要である。

3) 計画の効果関係

- ◎ 環境分野に係る地域計画のほか、環境に関わりを持ちうる各行政分野の地域計画との整合を確保したものとする形も考えられる。
- ◎ 各地方公共団体の裁量性の高い地域環境基本計画制度を創設する場合であっても、地方公共団体に対する技術支援及び関係主体による施

策の協調した実施等について十分な検討を行う必要がある。

おわりに

以上、公害防止計画制度の今後のあり方について、本検討会における検討の結果を整理した。

今後、中央環境審議会総合政策部会公害防止計画小委員会において、本報告書の内容を踏まえつつ、公害防止計画制度の今後のあり方について、さらに具体的な検討が進められることを期待する。

注釈

(注1) 公害対策会議は、環境基本法第45条に基づき、環境省に特別の機関として設置されている組織である。公害防止計画に関する事務のほか、公害防止に関する施策であって基本的かつ総合的なものの企画に関する審議、当該施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされている。組織等の詳細については、同法第46条に規定されており、会長は環境大臣、委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長等のうちから、環境大臣の申し出により、内閣総理大臣が任命することとされている。

(注2) 第3次勧告の文言を見ると

- 1) 計画等の策定等に係る規定の廃止
- 2) 税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画等の場合、計画等の策定規定の「できる」規定化又は努力義務化

の二者択一の記述となっており、一見、今般の公害防止計画の見直しの結果として、新たな公害防止計画が「財政上の特例措置が講じられる計画」となる場合は計画等の策定規定を「できる」規定化又は努力義務化できるが、それ以外の場合は1)の廃止以外に選択肢がないのではないかの如く読める。

しかし、この勧告の文言は、「法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画」に統一的に用いられている文言であり、現行の公害防止計画制度に財特法に基づく財政上の特例措置があることから自動的にこのような文言になったものであって、今般の公害防止計画制度の見直しまで視野に入れた文言ではない。

仮に、公害防止計画制度に財政上の特例措置がなかったとすれば、この勧告の文言は、他の計画等にも統一的に用いられている

- 1) 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止
- 2) 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容の大枠化

となった筈である。このため、仮に、今後の公害防止計画制度のあり方に関する検討の結果、公害防止計画に係る財政上の特例措置がなくなることになったとしても、1)の廃止ではなく、2)の計画等の策定に係る規定の「できる」規定化という選択肢をすることは可能と考えられる。

(注3) 本アンケート調査は、地方公共団体の公害防止計画担当に対して行っており、当該地方公共団体内のどの範囲まで協議し、了解を得た上で回答するかは、各地方公共団体の公害防止計画担当の判断に委ねられている。

(注4) 公害対策は、かつては、人の健康被害の発生を目の前にした緊急対策が想定されていたが、現在は、その前段階でリスク防止対策や環境負荷低減を図る対策も含む幅広い対策が中心となっている。

なお、「公害」は、環境基本法第2条第3項において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁

(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう」と定義されている。

したがって、公害対策には、公害の未然防止を含むことはもとより、さらに、動植物やその生育環境への被害の防止も射程に含まれていることに留意すべきである。

(注5)「地方公共団体に対する技術的支援、組織体制上の支援」には、下記の1)及び2)が含まれる。

- 1) 自治体職員の技術水準の維持
- 2) 越境汚染、広域汚染等を中心とする、測定、調査、情報の収集、提供に関する支援及び共通利用の確保

公害防止計画制度の見直しに係る地方公共団体に対するアンケート調査結果（公害防止計画策定地域）

【問1】 制度の見直し方針について

都道府県	回答
宮城県（仙台湾地域）	<p>公害防止計画制度の運用当初に発生した公害問題はおおむね解決されていることを踏まえると、現制度の果たした役割・意義は大きかったと思われる。しかしながら、現在でも地域によっては公害に関する特定の課題も依然として残されていること、また、新たな環境の保全に関する課題もある状況において、現制度が必ずしも充分機能しているとはいえない面もあると思われる。このため、現制度を見直し、地域の実情に柔軟に対応でき、かつ、地域の環境の保全に資する新たな制度設計が必要であると考える。</p>
茨城県（鹿島地域）	<p>公害防止計画が策定された鹿島地域については、依然として立地企業の処理水の排水先である鹿島灘の水質等で改善すべき問題が残されているため、引き続き、制度の存続を望むが、改善が図られてきている項目もあるので、公害すべてを網羅した計画の内容を見直し、改善すべき問題に特化した計画とすることも考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質（C O D） <p>鹿島灘 H 1 9 : 2. 3 mg/l H 2 0 : 2. 4 mg/l (環境基準値 2 mg/l)</p> ・大気 <p>光化学オキシダントが継続的に 10 局すべて未達成</p>
埼玉県（埼玉地域）	<p>現行の公害防止計画制度を廃止しても差し支えない。</p> <p>ただし、現行制度を継続する場合、低周波音対策や地球温暖化防止対策などを含む計画として再編することが必要である。</p>
千葉県（千葉地域）	<p>公害防止計画策定区域における公害の状況が、地域や公害の種別によっては、相当程度沈静化しており、公害防止計画は、その役目を果たしたのではないかと考える。</p> <p>また、地球温暖化対策、自然環境の保全、循環型社会の形成など新たな課題への対応として、県や市町村が策定している環境基本計画あるいは個別法令等に基づく計画があり、これらをもって公害防止計画に代えることができるのではないかと考える。</p> <p>ただ、そうした場合であっても、環境保全という観点から、財政措置については、現行並みを継続していただきたい。</p> <p>また、仮に財政措置が継続されないこととなった場合においても、市町村、県負担が急激に増えることがないよう経過措置を設けることが必要と考える。</p>
東京都（東京地域）	公害防止計画は、都道府県単位で一定の地域を定め、具体的な公害防止施策を定めるものであるが、東京都において

は、自動車公害による大気汚染対策は着実な成果を挙げているものの、一部の幹線道沿いの地域においては未だ二酸化窒素の環境基準達成には至っていない。また、アスベストや土壤・地下水汚染、東京湾や河川の水質汚濁など、かつての経済活動から生じた「負の遺産」も依然として存在し、環境や人体への影響が懸念されている。このため、今後とも一層の公害防止に関する諸施策に積極的に取り組んで行く必要があり、制度自体を廃止する必要はない。

しかしながら、自治体の環境基本計画と施策内容が重複する部分もあり、策定する範囲をより明確化し、重点を絞り込んだ計画に見直す必要はある。

したがって、場合によっては、地方自治体が策定する環境基本計画をもって公害防止計画を策定したものとみなす等の方策も考えられる。

神奈川県（神奈川地域）

【神奈川県】

公害防止計画制度は、特別措置法による財政的裏付けとあいまって、施策の推進に貢献してきた。

しかし三位一体改革の中で、嵩上げ額の90%以上を占める廃棄物処理施設への補助金が交付金化され、新規事業への嵩上げが終了したことから、現在では実質的に制度としてのメリットがなくなっている。

また、都道府県が「環境」全般についての基幹的計画（環境基本計画）を独自に策定しており、都道府県ごとに環境審議会の設置も義務付けられていることから、現行の公害防止計画制度が存続しない場合も、公害に関する総合的・計画的な施策推進が損なわれることはないと考える。

【横浜市】

横浜市では、公害対策に加え、地球温暖化対策、自然環境の保全、循環型社会の形成なども含めた環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、「横浜市環境管理計画」を策定している。

また、地方公共団体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「地方公共団体実行計画」の策定義務、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「一般廃棄物処理基本計画」の策定義務、その他、個別法に基づく個別計画の策定についての努力義務やできる規定等が課せられている。

これらの状況を踏まえ、各種の環境関連計画策定が、地方公共団体への負担とならないよう、環境関連計画全体のあり方の中で、公害防止計画制度の見直しをお願いしたい。

【川崎市】

意見なし

	<p>【横須賀市】</p> <p>公害分野に特化した現行の公害防止計画については、本市における未達成の環境基準項目に対する対策を推進するために必要と考える。</p> <p>なお、公害防止計画で扱う大気環境や水環境などの問題は、広域的な課題であり、広域的に公害対策を進めるという観点からも、公害防止計画は今後も必要と考える。</p> <p>【相模原市】</p> <p>現在の公害防止対策事業はもとより、地球温暖化対策や自然環境の保全、循環型社会の形成などの事業を実施するにあたり、まずは、どこが主体となれば効率的に効果を得られるのかということを整理した上で、国、都道府県、市町村の役割を明確化できるような制度の見直しを行っていく必要がある。</p> <p>また、環境保全に関し、様々な計画が法定計画として策定を求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、公害防止計画の内容を都道府県の環境基本計画に包含する。</p>
新潟県（新潟地域）	<p>公害の著しい地域が少なくなっている、地域を定め総合的な公害防止施策を講じる現行の公害防止制度の必要性は低くなっている。一方で、地域の特性に応じた個別の公害問題への対応については課題が残されている。</p> <p>ついては、地域の特性に応じた個別の公害対策等を講じることが可能となるよう、事業毎に適用が可能な財政特例措置の創設が望まれる。</p>
富山県（富山・高岡地域）	<p>本県には、大気汚染や騒音等の自動車交通公害、富山湾海域の水質汚濁、農用地土壤汚染、富岩運河のダイオキシン類汚染など様々な課題があることから、現行の国の財政支援を伴う公害防止計画制度の存続が必要と考えている。仮に、見直しを行う場合においても、本県の公害防止対策事業の遂行に支障が生じないよう、代替の財政支援策を盛り込んだ制度としていただきたい。</p> <p>また、現行制度を存続する場合でも、記載事項を環境基準を達成していない項目に限定するなど、重点を絞り込んだ計画としていただきたい。</p>
長野県（岡谷地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・公害すべてを網羅した計画の内容を見直し、環境基準を達成していない項目に重点を絞り込んだ計画とする。 ・公害財特法の特例措置がなければ、公害防止計画の作成義務を弱める又は廃止する。
岐阜県（岐阜地域）	<p>現行の制度については一定の成果があったものと思われる。</p> <p>しかし、現在でも環境基準を達成していない地域・項目があることから、地域ごとに対策の必要な項目に絞って引き続き公害防止対策を講ずる必要があると考える。また、そのために必要な財政支援についても引き続きお願ひしたい。</p>

静岡県（静岡地域、富士地域、浜松地域）	<p>公害防止計画の名称が示すとおり、公害の防止・改善を趣旨とする計画であるため、今後の制度の適用範囲については、現在の範囲に限定したものとすることが望ましいと考える。</p> <p>全国的に見られる一般的な公害によって公害防止計画の策定を継続している地域に関しては、地元自治体と協議の上、対象地域から外していくシステムがあっても良いと考える。</p> <p>しかしながら、重篤な公害を負の遺産として抱え込んでいる地域に対しては、国の支援を選択的かつ集中的に実施し、早期解決を図ることが望ましいと考える。</p>
愛知県（愛知地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画は、公害財特法に裏打ちされた財政措置により、公害防止事業が円滑に実施されることに意義があり、制度の見直しに当たってはこうした財政措置を維持拡大し、事業の実施に支障を生じさせないことが不可欠である。 ・公害問題は依然として解決されていないことから、公害防止計画は何らかの形で存続させるべきである。 ・財政措置のメニューについては、公害対策だけでなく、地球温暖化対策等の事業も対象とし、環境財特法として見直しを図るべきである。 ・公害防止計画の作成義務を弱めることについては、任意の計画に対し財政上の措置が可能かどうかの観点を考慮して検討すべきである。
三重県（四日市地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持とする。
京都府（京都地域）	<p>【評価】</p> <p>昭和40年代の大気及び水質に係る公害に対する措置として創設され、この間その改善に重要な役割を担ってきたが、近年、京都地域において環境基準未達成の項目（騒音、光化学オキシダント等）と公害財特法の特例措置の内容に食い違いが生じている。</p> <p>【意見等】</p> <p>計画の中の課題に対応した財政上の措置があることが望ましい。</p> <p>また、公害にこだわらず、環境施策全般に対象を広げて財政上の措置を行うことが持続可能な社会を目指す上で必要である。</p> <p>（京都府においては、府全域を対象とした環境基本計画は策定済み。）</p>
大阪府（大阪地域）	<p>近年、ダイオキシン類による河川底質汚染、過去に使用された有害物質による土壤・地下水汚染、アスベストによる環境リスク等、いわゆる負の遺産による環境問題が顕在化してきているが、汚染の除去等の対策に係る費用負担が課題となるケースも見られる。このことから、これらの対策について、事業に係る財政措置の特例の拡充を図り、公害防止計画制度において広く捉えられるようにし、対策の円滑な推進が可能となるような枠組みを設けていただきたい。</p> <p>また、計画の形式については、全国統一的な構成とするのではなく、国は計画に盛り込むべき最低限の要素を示し、</p>

	名称や計画期間は地方公共団体の裁量として地域の環境基本計画などに内包する形式も認めることを検討していただきたい。
兵庫県（兵庫地域）	<p>公害防止計画制度を廃止する。</p> <p>【理由】</p> <p>公害防止計画に基づく対策の着実な実施により、県内の計画策定地域数は減少しており、公害の著しい地域における総合的な公害防止対策を講じていく制度としての必要性は低くなってきてているため。</p> <p>また、公害財特法の期限が切れ、財政措置がなくなるのであれば、公害防止計画が機能しなくなる可能性がある。</p> <p>※「地方公共団体版の環境基本計画ともいえる計画とする」ことについて 県では条例に基づいて環境基本計画を策定しており、地方分権の推進の観点から統一的なものとするべきでないと考える。</p> <p>※「土壤汚染対策などに重点を絞り込んだ計画とする」ことについて 項目を絞り込むことは、総合的な公害防止対策を講じていく制度としての公害防止計画ではなくなることから、個別の分野における法定計画制度の活用等で、対応すべきではないかと考える。</p>
奈良県（奈良地域）	<p>現状の公害すべてを網羅した計画の内容を見直し、水質汚濁対策など、地域の重点課題を絞り込んだ計画とする。</p> <p>光化学オキシダントや、自動車騒音の環境基準超過などは全国的に見られる問題であり、公害防止計画に網羅する必然性はないと考えられる。</p>
和歌山県（和歌山地域）	<p>現行制度において、和歌山県では指定地域が和歌山市（中核市）に限られていることから、県が計画策定し、環境大臣に同意を得るという現公害防止計画の制度は廃止若しくは見直す必要があると考えます。</p> <p>存続する場合は、各地方自治体（和歌山市）が主体的に策定する環境基本計画等を当該公害防止計画として見なす案の対応が考えられると思われます。</p>
岡山県（岡山・倉敷地域、備後地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の自治体に影響を及ぼす公害について、広域的対策を講じる現行制度の基本的考え方は重要であり、継続する必要があると考える。 ・その一方、本県では、公害防止対策の視点も盛り込み、県内の環境保全に係る総合的な施策体系である環境基本計画を策定しており、公害財特法の延長等の財政的支援措置とセットではない形での公害防止計画の策定は、その意義が薄いと考える。

(参考) 【岡山県】

○次の理由により、公害防止計画を廃止する方向での検討をお願いする。

- ・各都道府県では同様の計画が策定され、対応しているところであり、国の指示による計画策定の必要性を認めにくい。
- ・従来であれば、公害防止計画に基づいて実施する事業に対しては、国庫補助金の優先・重点的配分がなされていたが、国庫補助制度の廃止により、計画策定のメリットが無くなっている。また、県独自で優先・重点的に配分する制度もない。
- ・計画策定や策定後の振興管理に多大な事務量を要している。
- ・制度を継続するには、次の点について検討していただきたい。
- ・都道府県等は地域に対応した環境基本計画をそれぞれ策定していることから、この計画を公害防止計画に変わる計画とする。

○公害財特法が延長されないのならば、計画のメリットはほとんど無い。また、各都道府県・政令市等において環境基本計画が策定され、さらに廃棄物処理法、水質汚濁防止法、瀬戸内海特別措置法等の個別の法に基づく計画とも重複する内容が多いため、制度を廃止するべきである。

公害財特法が延長されるのであれば、環境関係全ての内容を記載するのではなく、対象地域で特に対策を講ずべき主要課題に限定したものにするなど、見直しを行うべきである。

○教育委員会としての意見は無いが、一般論として、当計画についても他の類似の計画と整理・統合を検討されるべき

(参考) 【市町村】

●流域の多くの自治体にまたがる閉鎖性水域や幹線道路周辺での環境汚染は、他地域からの汚染源が加わっていることから、各自治体が個別に対策を行うのは不合理な面があり、国が広域的なエリアに広がる環境汚染対策に、自治体と一緒に取り組む現行制度の枠組みは、引き続き存続する必要があると考える。

本市もこのような状況の自治体であり、公害対策の財源を確保する上で、「公害防止計画に基づく財政上の特例措置」は不可欠になってきたことから、今後、公害防止計画制度と公害財特法が廃止された場合、財源不足により、公害対策の水準が低下せざるを得なくなることを危惧している。

このため、公害防止計画の見直しにあたっては、現計画の目標達成に必要な事業が継続できるよう財政上の措置を行うとともに、今日的な課題についての取組へも財政上の措置が行われるよう配慮をお願いしたい。

また、地域の公害事象には、それぞれ地域性があることから、制度の見直しにあたっては、環境基準超過項目等を基に対象事業を特定して地域指定し、限られた国の財源を、真に求められている地域の公害特性（閉鎖性水域の水質汚濁、

	<p>土壤汚染、自動車公害、大気汚染など)に集中することを検討されたい。</p> <p>●公害防止計画に代え、地方公共団体版の環境基本計画を策定するのが適当と考えるが、公害財特法第3条（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等）において、公害財特法の特例措置の対象が、「地方公共団体等が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費」について適用されること、となっているため、検討が必要であると考える。</p> <p>●選択肢にある例について、計画制度の廃止以外について賛同し、上記の点を踏まえて計画制度の見直しを行うべきである。</p>
広島県（広島地域、備後地域）	<ul style="list-style-type: none"> 現行の公害防止計画については、一定の目的は達成したと考えるが、公害問題の形態等については時代とともに変革しており、公害の影響を大きく受けている地域の市町村の意見・考えをより反映した制度設計や公害防止の対策を進める環境整備が必要と思われる。 計画の廃止も含めて、地方分権改革に対応した制度設計の検討が必要。
山口地域（周南地域、下関・宇部地域）	<ol style="list-style-type: none"> 本県では、周南及び下関・宇部の現行2地域の公防計画を策定しているが、当初計画からは通算7期にわたり公防計画を継続しており、その間、公害対策の内容も産業型公害から都市生活型を主体とするものへ変遷してきている。 現行制度における次期計画の見直しにおいては、2地域とも環境質の状況は近年が総じて横ばい（下げ止まり）でこれ以上の改善は難しいと思われ、計画目標（環境基準）の未達成部分は残るもの、2地域とも「現に公害が著しい」状況ではなく、地方都市で人口集中もないと考えられるので、当県としては、現行計画期間をもって計画を終了すべき時期に来ていると考える。 地方公共団体版の環境基本計画については、本県の環境の保全に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、山口県環境基本条例に基づく「環境基本計画」を策定済である。（公害防止計画の代替計画は充当済み） 土壤汚染対策に関しては、基本的には土地所有者の責任と負担において土壤汚染調査及び浄化対策等が実施されるべきものと考える。（農用地土壤汚染は該当事例なし） 以上により、本県2地域の公防計画については、計画を継続すべきこれまでの公害防止の課題が出てこないので終了すべき時期と考えるが、現行制度の計画目標（環境基準）の達成度が低い地域（大都市等）で本制度自体の存続が必要であれば、現行の策定指示における運用基準（点数制）のハードルを相当高く上げることも考えられる。
香川県（香川地域）	環境基本法第17条の公害防止計画の作成の規定は、昭和42年に制定された旧公害対策基本法第19条の規定をそのまま引き継いだものとなっており、国が都道府県に公害防止計画の策定を指示し、都道府県が策定した計画を国に協議し同意を得るという手法については、昭和40年代当時の大気汚染や水質汚濁等の深刻な公害問題が全国規模で頻発しているという状況の中で、国の主導のもと、地方公共団体において、その組織体制の整備を含め、早急に総合的かつ効果的

な公害対策を講じさせるという点で意義があつたものと考えられる。

しかし、その後、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の整備や強化、地方公共団体の監視・指導、公害防止技術の向上や企業の改善措置等が進むことにより、かつての著しい産業型公害は少なくなっており、近年は、地球温暖化、廃棄物の不法投棄、ダイオキシンや内分泌かく乱物質、フロンなどの化学物質、アスベストなど、環境問題も質的に変容してきている。

また、本県では、平成7年に環境基本条例を制定し、同条例に基づき、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため環境基本計画を策定しているほか、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの個別環境法令の適正な運用に努めるとともに、県独自に生活環境の保全に関する条令を制定し、情報公開やアカウンタビリティ、組織体制の整備に努めながら、地域における環境保全上の課題に対応している。

公害防止計画については、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物・リサイクル、地下水、土壤汚染、地盤沈下など典型的な公害を網羅したものとなっており、それに伴って公害防止施策の記載も総花的なものになっており、特定の地域における著しい公害について防止計画を策定するという目的及び財政上の措置と、策定基準及び内容が食い違つたものとなっている。

このような状況において、現在の公害防止計画制度は、国の財政上の支援措置を受けるための事前手続という側面以外には積極的な意義は見出し難くなつておらず、このような観点から、公害防止計画制度は次のような見直しを行うべきと考える。

- 1 公害防止計画の策定は、国の財政上の措置を受けるための前提条件として存置することは許容されるとても、その策定については、地域の実情を踏まえ都道府県の自主的な判断に任せるべきである。(あいまいな策定基準の廢止、「できる」規定化または努力義務化)。
- 2 公害防止計画は、地域における特定の著しい公害に対する防止計画として策定するものとし、その内容は、策定の目的及び財政上の措置とできるだけ連動したものとする(連動した内容以外の内容については任意記載とする)。

福岡県（北九州地域、福岡地域、大牟田地域）

【福岡県】

- ・ 当該地域が自ら策定した環境保全計画を公害防止計画と同等に位置づけて、事務手続き及び時間を簡略化し、従来どおり財政上の特例措置をする。
- ・ 総務大臣指定による公害防止対策事業についても、当該地域が自ら策定した環境保全計画を公害防止計画と同等に位置づけて、従来どおり財政上の特例措置をする。

【福岡市】

環境基本法第17条に基づく公害防止計画は今後も必要であると考えていますが、当該計画の内容等については、次のとおり要望します。

- ・公害すべてを網羅した計画の内容を見直し、環境基準を超過している項目などの重点的に取り組む課題に絞った計画とすることが望ましい。
- ・地方自治体が独自に公害防止と関係する計画を策定している場合は、その計画をもって公害防止計画の一部として取り扱いができることが望ましい。

【大牟田市】

公害すべてを網羅した計画の内容を見直し、土壤汚染対策などに重点を絞り込んだ計画とする。

【北九州市】

現在、平成19年度から平成22年度までの第8期北九州地域公害防止計画を策定し、

- ・自動車交通公害対策
- ・洞海湾の水質汚濁対策

について、重点的に取り組むこととしている。

平成20年度の調査結果では、自動車排ガス測定局の二酸化窒素濃度及び洞海湾の全窒素濃度がすべて環境基準をクリアしたもの、今後、国土交通省が承認する流域別下水道整備総合計画が策定されることや、企業の立地促進及び交通量の増加など、環境を取り巻く状況の変化によっては予断を許さない。

今後とも公害防止に取り組むためには、公共下水道の整備に対する財政上の特例措置が、事業をすすめる上で必要不可欠であると考えている。

したがって、公害財特法の財政制度の継続を、強く希望する。

大分県（大分地域）

- ・公害防止計画の策定手続きについて

現状、環境大臣の指示や同意を得るハードルの高い制度を改め、都道府県知事（計画地域が中核市の1市である場合は、中核市長に読み替え）の責任において、国の指導に基づき計画が策定できるような「できる規定」の制度に見直した方がよいと考える。

この際には、策定基準を準則として示していただき、地方公共団体の標準化を図っていただきたい。

2. 公害財特法が延長されなかった場合に発生しうる問題

都道府県	回答
宮城県（仙台湾地域）	本県の場合、現在特例措置の対象となる事業がないため、ただちに問題が発生する状況にはない。しかし、今後、新たな公害・環境に関する行政課題が発生した際、現状では地方の財源だけでは充分な対策が講じられない可能性があることから、これらに柔軟に対応できる財源措置の制度が望まれる。
茨城県（鹿島地域）	現在実施中の下水道事業（鹿島臨海特定公共下水道）において事業が残っており、公害財特法の特例措置がなくなり、事業の進捗が遅れると、処理機能の悪化が懸念されます。 また、公害防止対策事業は、地方交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入されており、特例措置がなくなると地方交付税の額に多大な影響があり、今後地元市が行う公共下水道整備等の事業実施が困難となることも考えられます。
埼玉県（埼玉地域）	公害財特法の期限が延長されなかった場合、大きな問題はないが、地方公共団体が多額の費用を要する対策を講じる必要が生じた場合には、対応に遅れが生じるおそれがある。
千葉県（千葉地域）	公害防止対策事業に充てるために発行した地方債（例：船橋市、木更津市、成田市の下水道事業債）の元利償還金の地方交付税基準財政需要額への算入が認められているが、公害財特法の期限が延長されなかった場合、地方負担が増大することが見込まれる。
東京都（東京地域）	現在実施中の港湾公害防止事業（東京港内運河汚泥しゅんせつ事業）は、公害防止計画に位置づけられ、公害財特法による補助を受け、依然として東京港内の運河内に堆積し続けている汚泥を継続的にしゅんせつしている。このような状況の中で、公害財特法が中断された場合、しゅんせつ事業規模を大幅に縮小せざるを得なくなり、近年、港湾関連倉庫などから住宅やオフィスなどに利用状況が変化している運河周辺における、住民生活環境が悪化する恐れがある。 また、東京湾の水質向上や温室効果ガスの一層の削減が求められるなか、老朽化した下水道終末処理場についても施設の更新による対策が必要であるが、公害財特法による財政措置が無くなった場合、施設の更新が困難となることが予想される。 さらに、広域的な新たな公害防止対策事業を行うためにも、公害財特法の特例措置は必要である。
神奈川県（神奈川地域）	【神奈川県】 神奈川県が実施している事業の中には、公害財特法の特例措置を受けていた事業は無いため、公害財特法の期限が延長されなかった場合でも、特に支障はないと考える。 【横浜市】 当該地域は人口密集地域であり、公害防止技術が進展した今日でも、依然として常に高度な公害防止技術が要求されるため、今後の公害防止対策事業推進への影響が懸念される。

	<p>また、廃棄物処理施設整備に対する財政上の特別措置については、平成17年度の該当事業をもって終了しているが、公害防止対策事業としての廃棄物処理施設整備という観点から、交付金制度においても交付率の嵩上げの検討をお願いしたい。</p> <p>【川崎市】 なし</p> <p>【横須賀市】 本市の下水道整備事業については、今後、合流改善及び高度処理の導入を進めていくこととしているが、厳しい財政状況の中、特例措置による財政上の特別措置なしでこれらの事業を進めていくことは困難と考えている。 なお、東京湾の富栄養化対策については、本市のみならず、東京湾をとりまく自治体全てに共通した課題であり、市域や県域を越えて取組むべき課題であると認識している。こうした状況から、国による財政上の特例措置による後押しは、公害防止計画の推進にあたって重要な位置を占めていると考える。</p> <p>【相模原市】 現在実施中の下水道事業は平成23年度以降も継続するが、公害財特法の特例措置は、地方公共団体の財政と事業推進に大きな影響を与えていたため、特例措置が無くなることで計画的な事業継続が困難になってしまう。</p>
新潟県（新潟地域）	<p>現在、公害財特法による嵩上げの適用を受けて実施している事業はないが、公害財特法の期限が延長されなかった場合、将来的には、次のような懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 港湾の「しゅんせつ・導水事業」について、港湾公害防止対策事業への補助率が「0」となる。 ② 公害防止対策事業債にかかる、地方交付税の財政需要額特例算入率による優遇措置がなくなる。
富山県（富山・高岡地域）	<p>公害財特法は、公害防止計画を策定し、目標を明確にすることで公害防止に関する施策に大きく寄与してきたところであり、財政的な裏付があつて強力に推進してきたという経緯がある。</p> <p>公害財特法の期限延長がされなかつた場合、公害防止計画に掲げている様々な公害防止対策事業について、財源不足等により事業の遅延や中断・中止を余儀なくされるものが発生することが想定される。</p> <p>具体的には、富岩運河等ダイオキシン類対策については、「富山県富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、汚染原因や対策工法について検討を行つてゐるところである。富岩運河等において堆積している汚染底質は、高濃度（最大 12,000pg-TEQ/g）かつ汚染土量が大量（約 29 万 m³）であるため、対策事業費が非常に大きくなることが予想さ</p>

	れる。このことから、公害財特法の特例措置がない場合、事業実施が困難となり富岩運河の環境改善が遅滞する恐れがある。
長野県（岡谷地域）	特になし
岐阜県（岐阜地域）	<p>仮に公害財特法の期限が延長されなかった場合、県及び市における下水道事業の進捗に大きな支障が生じる。</p> <p>岐阜県が現在実施している木曽川右岸流域下水道事業は、県内の下水道施設の中においても極めて規模が大きく、水環境の改善・維持のために果たす役割は大きい。しかし現在の岐阜県財政が実質公債費比率18%を超えるとする状況下にあって、公害財特法の期限が延長されないことは更に県財政負担が増加を意味し、事業の継続にも深刻な影響を与えることが懸念される。</p> <p>また、各務原市から、「同市の公共下水道（流域関連）事業は、20年度末において普及率66.0%であり全国平均72.7%と比すると低く、未だ整備途上。建設開始から現在に至るまで公害財特法の特例措置（市債の50%交付税措置）により比較的順調に整備をしてきたものの、仮に特例措置の廃止した場合の影響額は平成22年度から30年度までの間で約10億円の減少となるために整備スピードを遅くせざるを得ず、その影響は大きなものである。」との意見があった。同様に岐阜市からも「下水道事業に関する特例措置がなくなる場合、普通交付税の財政需要額が減り、その影響が心配」との意見があった。</p>
静岡県（静岡地域、富士地域、浜松地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地域で、新たに清掃工場棟の解体（2カ所）を実施し、廃棄物処理施設整備を行う必要があるが、公害財特法の特例措置の有無により補助金額、交付金額に大きな差があり、特例措置がなければ今後の事業実施が困難となる。 ・浜松地域では、河川事業として、統合河川環境整備事業費補助にて佐鳴湖の浄化事業を行っているが、当事業では公害財特法第3条を適用しており、特別措置がある場合の国庫補助率が1/2、ない場合には国庫補助率が1/3となるため、特例措置がなければ事業継続が困難となる。 ・富士地域で現在実施中の田子の浦港公害防止対策事業は、公害財特法の特例措置（国庫補助率1/2）により、港内の環境基準値を超えるダイオキシン類を含む底質を除去している。特例措置がなければ事業進捗が大幅に遅延し、速やかな環境基準の達成が困難となる。また、同地域の下水道管渠整備に影響があると考えられるが、現時点では影響の程度は不明である。
愛知県（愛知地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業や廃棄物処理施設整備事業その他の事業を実施・計画している複数の市から、「地方債元利償還金の50%を地方交付税の基準財政需要額へ算入する」との特例について、公害財特法の失効により廃止された場合は、市の財政に多大な悪影響があり、事業の実施に困難が生ずるとの意見があった。 (本県の市町村では、公害財特法に基づく基準財政需要額は、市町村の基準財政需要額全体の4.3%を占めている。) ・また、県においても同様の財政措置を受けており、措置が廃止された場合は、事業の実施に悪影響が生ずる。 ・また、ある市から、小中学校への空調設備の設置・更新について、公害財特法の特例による交付金の嵩上げ措置を受

	けており、制度廃止の場合は事業実施が困難となるとの意見があった。(国負担率 5.5/10→ 1/3)
三重県（四日市地域）	現在実施中の事業が、平成23年度以降も継続する予定であるため、公害財特法の特例措置がなければ事業継続が困難となることが予想される。
京都府（京都地域）	公害財特法の特例措置のうち、地方交付税基準財政需要額への特別算入率の適用は、市町における下水道整備事業等を継続する上で、極めて重要な役割を担っており、特別措置がなければ事業の継続が困難となる。
大阪府（大阪地域）	<p>大阪府においては、自動車交通公害、河川や大阪湾における水質汚濁、地下水汚染など改善を要する課題が依然として存続しており、これらの解決のため各種の対策を講じているところであるが、中でも公害財特法の特例措置の適用を受ける下水道整備、河川や港湾のしゅんせつ、廃棄物処理施設の整備等の事業の計画的推進が不可欠であり、同法の延長がない場合は大きな影響を受ける。特に、以下の点に留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画対象地域における平成20年度の河川のBODの環境基準達成率は82.4%であり、水質のさらなる改善を図る上では、下水道整備やしゅんせつ事業を計画的に進めていく必要があり、これらの事業に対する特例措置がなくなることによる影響は非常に大きい。 ・ 特に、生活排水対策を推進するためには、公共下水道の整備が必須であるが、市町における起債に係る元利償還金の地方交付税基準財政需要額への算入率の特例が廃止された場合、下水道整備の進捗に影響を与えることは必至である。 ・ 府内的一部河川においては、底質のダイオキシン類汚染が確認されており、順次これらの除去を進めているが、除去計画に遅れが生じることになる。 ・ 廃棄物処理に関して、計画対象地域内的一部の市の廃棄物処理事業や、大阪湾フェニックス計画における廃棄物の埋立においては現在補助金の嵩上げの対象となる施設整備等を実施しており、H23年度以降も継続する計画であることから、事業継続に影響を与えることになる。
兵庫県（兵庫地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施中の下水道事業（主に建設事業）が平成23年度以降にも継続するが、公害財特法の特例措置による地方交付税の基準財政需要額への算入率は通常算入率に比べて高く、公害財特法の期限切れにより通常算入率になれば地方交付税の減少が見込まれる。これにより、一般会計から下水道特別会計への繰入金の減少が懸念されることから、下水道特別会計へ影響が大きく、特例措置がなければ事業継続が困難となる。（経過措置的な問題） ・ 現時点で具体的な事業はないが、今後、港湾事業や学校環境整備事業など新たな公害防止対策事業を実施する必要が生じた場合、財源措置が講じられない状況では、速やかな公害防止対策事業の実施に支障が生じる。（新たな事業への対応の問題）

奈良県（奈良地域）	現在実施中の下水道整備事業が平成23年度以降も継続するが、公害財特法の特例措置による効果として、地方債元利償還金の50%を基準財政需要額に算入される財政措置があり、具体的には、下水道事業債について、県では、大和川の流域下水道で6%増（H22年度以降5ヶ年の事業費見込み：約75億円、交付税措置率の差額：約4.5億円増）、市町（5市3町）では、公共下水道で20～27%増（H22年度以降5ヶ年の事業費見込み：約298億円、交付税措置率の差額：約70億円増）といったように効果が大きく、特例措置がなければ、大和川の水質汚濁防止対策として有効な手段である下水道整備事業の継続が困難となる。
和歌山県（和歌山地域）	現在実施中の河川環境整備事業（しゅんせつ事業）が、公害財特法の特例措置がなければ継続が困難となる。
岡山県（岡山・倉敷地域、備後地域）	<p>下水道の整備等、引き続き長期間にわたって実施する必要がある事業も多く、公害財特法の期限が延長されない場合は、地方の財政負担が増大することにより、事業推進への影響が懸念され、公害対策に支障が生ずる。</p> <p>（参考）【岡山県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、当課において公害財特法に係る事業は行われておらず、特段の影響はない。 ○代わりになる補助事業制度（交付金等支援含む）が必要 <p>（参考）【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在実施中の下水道事業を平成23年度以降も継続する必要があるが、公害財特法の特例措置による地方交付税の基準財政需要額への算入がなくなると市の財政的な負担が増大し、今後の事業進捗に支障が出るおそれがある。 ●現在、倉敷市の下水道事業は公害財特法の特例措置を利用して整備を進めている。期限延長されなかった場合、今後の整備（残事業費約1,800億円）について交付税措置が無いと財政的に厳しく、事業期間が延長になると考える。
広島県（広島地域、備後地域）	新たな化学物質による汚染事例の発生リスクは減少しないと推定され、発生した場合の対策費用は巨額なものとなる。財政上の特例措置がなくなれば、財政状況の厳しい市町村にとって、適切な公害防止対策を実施することが更に厳しくなると予想される。
山口県（周南地域、下関・宇部地域）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公害財特法の財政措置については、過去に計画を終了した市町を含め、本県の主として廃棄物処理施設の整備促進に多大な貢献をもたらし、関係市町等には多年にわたり当該財政措置の恩恵を受けたことに対し感謝している。 (2) 現行財特法に関しては、本県では下水道事業に係る公害防止事業債における交付税の特例算入率(50%)について、軽視できない財政的恩恵を受けている旨本県担当課から聞いているが、本県の現行2地域の下水道普及率は、防府市(57.8%)以外は67～84%となっており一定の整備水準に達している状況である。 (3) 現在実施中の宇部港の港湾しゅんせつ事業（ダイオキシン類）については、現行計画期間内に完了する計画であり

	延長がなくても支障ない見込みである。しかし、ダイオキシン類汚染の底質除去（しゅんせつ）に関しては、本県は多くの港湾を有しており、今後も新たな事業の対応が必要となった場合には、現行財特法の総務大臣指定事業の制度等がないと事業実施が困難となる。
香川県（香川地域）	<p>公害防止計画の区域にある自治体は、地方債を活用した下水道事業等について、その地方債の元利償還金を特例算入率の50%で算入した基準財政需要額により計算した交付税額が交付されることを前提に事業を行ってきており、公害財特法の期限が延長されず特例措置が無くなると、そうでなくとも非常に厳しい地方財政の状況の中で、その整備費の確保に苦慮している地域における下水道等の整備が更に困難となる。(既整備事業についても、地方債の償還に当り財源の負担増が生じる。(償還が終わるまでは特例措置が必要。))</p> <p>いずれにしても、公害防止計画の区域での公害防止対策事業については、自治体に新たな財政負担が生じないようにご配慮をお願いしたい。</p>

<p>福岡県（北九州地域、福岡地域、大牟田地域）</p>	<p>【福岡県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施中の県営公害防除特別土地改良事業が平成23年度以降（平成25年度まで）も継続するが、公害財特法の特例措置（国庫補助が5%上乗せ）がなくなれば、地方公共団体の財政負担が大きくなり、事業継続が困難となる。 ・今後、カドミウム汚染土の玄米濃度基準が下がれば、新たな公害防止対策事業が必要となる地域が増えることが予想されるが、特例措置がなければ地方公共団体の財政負担が大きくなり、事業実施が困難となる。 <p>【福岡市】</p> <p>公害財特法の特例措置がなくなると、福岡市の場合、学校環境整備に関する国の補助率は55／100が1／3となり、本市の財政負担が増えるため、事業実施が困難となる。また、本市は、市債を活用し、下水道事業を行っているが、公害財特法により、元利償還金の、地方交付税算定に用いる基準財政需要額への算入額が大きくなってしまい、公害財特法の期限が延長されない場合は、本市の財政負担が重くなる。</p> <p>【大牟田市】</p> <p>大牟田市では、公害防止事業として、公共用水域における汚濁負荷量の削減及び環境基準達成率の向上を目的に公共下水道の整備を進めている。しかしながら、本市の下水道処理人口普及率は平成20年度末で39.8%となっており、まだまだ全国平均に比べて大きく遅れている状況にある。</p> <p>このような状況から、今後においても公共下水道事業を継続的に進めていく必要があるが、本市の財政状況は非常に厳しく、公害財特法の特例による交付税措置において、単年度の借入額ベースで2億5千万円程度の上積みが見込まれるため、この特例措置がなければ事業継続が困難となる。</p> <p>【北九州市】</p> <p>下水道事業は、住環境保全などのため、今後も合流式下水道の改善、処理水質の向上等、重点的に整備を進めていく予定である。</p> <p>そのため、地方交付税の特例算入が廃止になれば本市財政への影響が極めて大きく、今後の下水道事業の進捗や下水道経営に支障をきたす恐れがある。</p>
<p>大分県（大分地域）</p>	<p>大分地域公害防止計画の区域である大分市においては、公害特財法の特例措置が該当している事業はないが、過年度（平成8年度及び平成11～14年度）実施した「環境監視施設整備事業」の起債償還について、交付税の算入措置がとられていることから、特例措置が無くなると、今後の起債償還に影響を及ぼすので、継続した措置を希望します。</p>

3. 自由意見	
都道府県	回答
宮城県（仙台湾地域）	特になし
茨城県（鹿島地域）	特になし
埼玉県（埼玉地域）	地方公共団体単独では対応困難な事案については、国等の財政支援の仕組みが必要と考える。 また、現行の公害財特法では財政措置をされていない事業についても、財政支援の措置が必要と考える。（例：道路事業）
千葉県（千葉地域）	特にありません。
東京都（東京地域）	対策事業実施主体から次のような意見が出ている。 (1) 下水道の終末処理場における、国庫補助金の特例補助負担率の引き上げ。 (2) 財政措置においては、普通交付税のみならず、普通交付税の不交付団体については別途、特別交付税で財政措置を実施すること。
神奈川県（神奈川地域）	【横須賀市】 公害対策（特に大気環境や水環境）については、市域や県域で区切ることのできないものである。このため、国を中心として推進を図るべき課題であり、公害防止計画や公害財特法による推進体制は、今後も必要と考える。
新潟県（新潟地域）	政令指定都市である新潟市から、「公害防止事業が継続される場合は、都道府県知事による策定に加え、政令指定都市長による策定も可能としていただきたい。」との要望有り。
富山県（富山・高岡地域）	公害防止計画について、今後とも財政上の特別措置を継続していただくようお願いしたい。 公害財特法による特例措置は、富岩運河等の環境改善を促進するうえで無くてはならない措置であり、是非とも延長していただきたい。
長野県（岡谷地域）	特になし
岐阜県（岐阜地域）	公害防止計画の制度の見直しにあたっては、地方自治体の意見を尊重し慎重な議論をお願いしたい。 (参考) ●現在、世界的に問題視されている「地球温暖化防止対策」に不可欠な二酸化炭素については、各排出国の経済状況により、公害と分類されるべき部分と、人間生活に必要である部分とが、それぞれ異なっていると思われる。

	<p>また、自然環境の保全についても、各国での公害の捉え方や意識が異なっており、環境基本法第17条に規定される公害防止計画に掲載すべきであると、一概には解釈が出来ないものと思われる。</p> <p>このように、公害防止計画を見直すには、上位法である環境基本法の改正を視野に入れて考えていく必要があると思われる。(岐阜市)</p> <p>●公害防止措置に対する財政的支援措置が限定されることがあったとしても、航空機騒音が著しく、大気汚染などに関して環境基準が未達成の項目がある地域に対しては引き続き、公害防止措置に対する財政的支援措置を残すことを検討していただきたい。(各務原市)</p>
静岡県（静岡地域、富士地域、浜松地域）	特になし
愛知県（愛知地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市からは、地球温暖化対策、自然環境保全、循環型社会形成なども含めた地方公共団体版の環境基本計画とすべきとの意見がある一方で、引き続き公害対策に重点を置いた計画を推進すべきとの意見、地域特有の問題である公害対策に特化すべきとの意見があった。 ・一般廃棄物処理施設整備事業補助金の交付金化により、補助率の嵩上げがなくなったため、新規に施設整備を行う際の財政負担が重くなり、事業実施に大きな影響が出ている。循環型社会に向けた施設整備に対し財政的な支援の上積みをお願いしたい。 ・公害対策のみならず、地球環境保全の観点から新たな枠組みによる財政措置を求める意見があった。 ・また、下水道事業や、道路沿道大気環境測定機器、公園緑地への財政措置の拡充を求める意見があった。沿道大気環境測定機器については、微小粒子状物質対策の観点から、特に財政措置の拡充をお願いしたい。
三重県（四日市地域）	特になし
京都府（京都地域）	特になし
大阪府（大阪地域）	公害防止計画の制度自体の存続の必要性判断については、実質的に公害財特法の存続に大きく依存せざるを得ず、公害財特法の期限延長がない場合は、公害防止計画制度の必要性は低くなるものと認識している。
兵庫県（兵庫地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・公害財特法廃止にあたっては、財政上の特別措置について別途十分な配慮が求められる。 ・公害防止計画制度の見直しについて、今後の方針を住民へ説明することが望ましいと考える。
奈良県（奈良地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画策定地域となると、市町にとって市町にとっては、公害の著しい地域というイメージダウンというデメリットがあるため、公害財特法など財政的なメリットがなければ、対象地域になる意味がないと考える市町がほとんどである。 ・また、公害防止計画地域の市町は、フェニックスの国庫補助金交付要綱（広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱）により、公害防止計画に基づき整備される事業については、補助金の交付額の算定方法が1／4→1／2に優遇されており、公害防止計画地域から外れると財政的な負担が増すため、公害財特法の期限の延長とともに、

	公害防止計画の制度の存続を強く求めている。
和歌山県（和歌山地域）	特になし
岡山県（岡山・倉敷地域、備後地域）	<p>・公害財特法の期限満了後も同様の制度を継続するなど公害防止対策事業に係る財政的支援の拡大を要望する。</p> <p>（参考）【市町村】</p> <p>●公害に関して包括的に捉えるものである公害防止計画上に、廃棄物処理施設整備を記載することは重要であると考える。廃棄物処理施設整備に係る、国から市町村への財政的支援においては、平成17年度より循環型社会推進地域計画を策定することによる循環型社会形成推進交付金へ移行しているところである。しかし、補助金制度時代には、公害防止計画に基づく事業については公害財特法に基づく補助率嵩上げがなされていたのに対し、交付金制度移行後は、新たな公害防止計画に記載された事業についての当該嵩上げ措置は廃止された。</p> <p>ついては、交付金の交付率の嵩上げを行うなど、何らかの形で公害防止計画地域への財政上の特別措置を復活、又は新設していただきたい。</p> <p>また、公害財特法による負担や補助の割合の嵩上げ等は、直接的な財政支援効果だけではなく、公害防止に関する事業採択の動機付けや予算関連等事業を推進させる効果もあるので、公害財特法の期限延長及び公害防止対策事業に係る財政措置の拡大を要望する。</p> <p>●公害防止に関する諸施策により、改善の傾向が見受けられるため、現状に即したものへの見直し、期限の延長をするべきである。</p>
広島県（広島地域、備後地域）	<p>次のような何らかの財政支援が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害財特法の期限延長。 ・地域の実情に応じた多種の助成制度の創設を含めた、きめの細かいバックアップ。 ・企業のみでなく、住民を巻き込んだ政策等が必要であり、その財政面で地域支援。
山口地域（周南地域、下関・宇部地域）	公害防止計画は、制度発足当初（昭和40年代後半）における各地域の公害の状況からすれば、これまでに制度の目的は十分果たされてきており、本県2地域のような地方の工業都市ではその使命を終えてもよいと考える。
香川県（香川地域）	地方自治体の公害防止施設の設置に伴う財政上の負担を軽減するため、公害財特法の充実及び期限延長を要望する。
福岡県（北九州地域、福岡地域、大牟田地域）	<p>【福岡県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画の対象地域が一つの市町村の場合、県ではなく、市町村が公害防止計画を策定できるようにすると、公害防止計画策定に係る事務手続き及び時間を簡略化できる。

- ・公害防止計画実施状況報告と新たな公害防止計画の環境質の状況の記載年度を同じにすると、公害防止計画策定に係る事務手続き及び時間を簡略化できる。
- ・公害財特法の延長をお願いしたい。

【福岡市】

- ・環境大臣が都道府県知事に対して行う公害防止計画の策定指示は、関係機関との十分な協議が行えるように策定年度の当初に行っていただきたい。
- ・平成23年度以降の計画策定について、現在の計画期間が短い策定地域は、計画期間の延長を考慮してほしい。

【大牟田市】

公害防止計画制度および公害財特法の期限の延長を要望する。

【北九州市】

特になし

大分県（大分地域）

特になし

公害防止計画制度の見直しに係る地方公共団体に対するアンケート調査結果（総務大臣指定事業実施地方公共団体）

【問1】制度の見直し方針について

地方公共団体名	回答
秋田県	当県では現在公害防止計画を策定しておらず、また直接の担当部局で無いため、見直しの選択についてもコメントできる立場ではありませんのでご了解願います。
富山県（農林水産部）	公害防止計画制度の見直しについては、本県生活環境文化部からの提案のとおり。
三重県	公害防止計画制度については、当部の所管外であるため、特に意見はございません。
滋賀県	公害防止計画の作成内容の簡素化をしていただきたい。 特に継続事業については、より一層の簡素化を図られたい。 財源として国庫補助金の裏負担分として一部県一般財源の投入義務を廃止してほしい。
福岡県	<ul style="list-style-type: none">・ 環境保全のためには、これからも公害防止計画をたてて対策を行うことが必要である。また、公害防止計画の目標は環境基準をクリアすることではなく、生物生態系の保全を重視してほしい。・ 併せて、保全事業の推進のため、公害財特法を延長してほしい。・ 公害財特法の対象事業で、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定する事業（水産基盤整備事業において、自然環境の保全にかかる事業等）は、各県の環境特性に応じた事業（工法）等を公害防止計画に盛り込む等により個々の協議を省き、事務の簡素化を図っていただきたい。
佐賀県	当県は公害防止計画を策定していないため、特にありません。

長崎県	<p>【公害防止対策事業について】</p> <p>公害防止対策事業としての指定対象となる事業については、従来の「公害の防止」に主眼を置いた事業だけでなく、累年の公害により荒廃した「環境の改善」を図る事業についても、より積極的に指定の対象と出来る方向での改正を検討いただきたい。</p> <p>また、指定を受けた事業の事業期間中においても、効果の発現や財政状況の変化等により、実施の前倒しや延期、または事業内容の拡大や縮小等の変更が生じうるが、計画内容の変更に関する手続き等が簡便に行えるよう措置していただきたい。</p>
熊本県（農林水産部）	特になし
熊本県（土木部）	<p>現在、当課で実施している水俣港たい積汚泥しゅんせつ事業は、公害防止計画に基づき実施しているものではなく、総務大臣の指定を受け行っています。</p> <p>このため、上記の質問に対して具体的な見解はありません。</p>
小樽市	特になし
熊本市	海域の環境悪化、九州の光化学スモッグ増加といった自治体、国をまたぐ環境改善、公害の問題は、実害が出ている自治体だけでの対策、取り組みでは解決が難しい。特定の課題について、関係する全ての自治体、国が一体となって効果的な対策を講じるための計画は、今後も必要だと考えます。

【問2】公害財特法が延長されなかった場合に発生しうる問題について

地方公共団体名	回答																												
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施中の公害防除特別土地改良事業が平成23年度以降も継続するが、原因企業不在地域の多い本県においては、公害財特法により県及び市町村の財政負担が軽減されており、特例措置がなくなれば事業継続が困難になる。 食品衛生法に基づく米のカドミウム規格基準の改正に伴い、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壤汚染対策地域の指定要件の改正が検討されているが、この指定要件が改正されると農用地土壤汚染対策地域の大幅な拡大が見込まれることから、公害財特法を含む地方財政措置がなくなれば、原因企業不在地域における対策事業の実施が困難となる。 																												
富山県	<p>本県で現在実施中の県営公害防除特別土地改良事業は平成26年度まで継続するが、公害財特法の特別措置による効果が平成26年度までの4年間で18百万円といったように大きく、本県を取り巻く厳しい財政環境のさなか、特例措置がなければ事業の進捗が停滞し、汚染土壤の復元が遅れることになる。(経過措置的な問題)</p> <p>【参考】県営公害防除特別土地改良事業の平成23年度以降年次計画と補助嵩上げ額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※1</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H23年度以降残事業費</th><th>うち補助率嵩上げ分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神通川第3次地区</td><td>100,000</td><td></td><td></td><td></td><td>100,000</td><td>3,031</td></tr> <tr> <td>黒部2次地区※2</td><td>415,000</td><td>322,000</td><td>140,000</td><td>33,500</td><td>910,500</td><td>15,173</td></tr> <tr> <td>計</td><td>515,000</td><td>322,000</td><td>140,000</td><td>33,500</td><td>1,010,500</td><td>18,204</td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 2-(1)事業に係る事業費 ※2: 公害財特法第3条第4項の規定に基づく指定地区</p>	※1	H23	H24	H25	H26	H23年度以降残事業費	うち補助率嵩上げ分	神通川第3次地区	100,000				100,000	3,031	黒部2次地区※2	415,000	322,000	140,000	33,500	910,500	15,173	計	515,000	322,000	140,000	33,500	1,010,500	18,204
※1	H23	H24	H25	H26	H23年度以降残事業費	うち補助率嵩上げ分																							
神通川第3次地区	100,000				100,000	3,031																							
黒部2次地区※2	415,000	322,000	140,000	33,500	910,500	15,173																							
計	515,000	322,000	140,000	33,500	1,010,500	18,204																							
三重県	<p>現在実施中の英虞湾たい積汚泥しゅんせつ事業は平成23年度にも継続する可能性があるが、公害財特法の特例措置(起債措置:充当率70%)による効果が、大規模なしゅんせつを短期間で実施できるといったように大きく、特例措置がなければ、単年度で実施できる事業量が縮小され、長工期化や費用対効果の減少を招くなど、事業実施が困難となる。</p> <p>また、今後、同様の事業を実施する際にも、同等以上の起債措置がなければ事業実施が困難になると考えます。</p>																												

滋賀県	財特法の期限が延長されなかった場合補助率の嵩上げ（1/3→1/2）がされなくことから、県負担額が増額となり県財政を圧迫することから事業継続に支障をきたす。
福岡県	現在福岡県では、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき県計画を定め有明海再生のための事業を進めている。再生事業の中で主なものとして、水産基盤整備事業の水域環境保全創造事業による覆砂工事があるが、平成23年度以降も事業を継続する予定である。本事業には公害財特法の特別措置により、進捗が図られているところであり、措置が無くなれば事業が滞り有明海の再生ができなくなる。
佐賀県	当県の財政状況は非常に厳しく、当該年度の財政需要を賄う財源（資金）が、現在の交付税や税収だけでは不足している状況下のため、可能な限り起債を充当しているところである。そのため、現在、実施中の有明海覆土等事業は平成23年度以降も継続予定であるが、公害財特法の特例措置がなければ事業継続が非常に厳しくなることが予想される。
長崎県	<p>【公害防止対策事業について】</p> <p>長崎県では、漁場環境の改善を図るべく平成20年度から22年度の計画で「有明海覆土等事業」を実施することとしたが、公害財特法による当該事業の指定により地方債を財源として利用できるよう措置されたことから、事業予算の手当てが円滑に行われ、順調に進捗しているところである。</p> <p>加えて、漁獲の向上等の効果が速やかに発現したことから、事業を前倒しで実施するとともに、22年度においては事業区域の拡張が計画されている。</p> <p>このような状況から、23年度以降についても同様の取組の継続が想定されるが、公害財特法に基づく特別措置がなければ、必要な事業費の確保が難しくなり、事業の実施が困難となる可能性が高い。</p>
熊本県（農林水産部）	本県の主力水産資源であるアサリの漁獲量が激減しており、覆砂を中心とした水域環境保全創造事業に対する漁業関係者の要望は極めて強い。現在、有明海及び八代海で実施している同事業は、平成23年度以降も継続する予定であり、内容が底質改善であるため一般公共事業債の対象ではなく、公害財特法の特例措置によって公害防止対策事業債による起債措置を行っている。特例措置が廃止された場合、起債充当分を一般財源で支出せざるを得なくなり、現在の県財政事情を考慮すると事業の実施が極めて困難になる。
熊本県（土木部）	現在実施中の水俣港公害防止事業について平成22年度完了予定のため、支障ありません。

小樽市	現在実施中の「小樽港たい積汚泥しゅんせつ事業」は平成21年度に完了するが、小樽運河は半閉鎖的海域で、流れが微弱な水域であるため懸濁物質が沈下しやすいため事業完了から15年～20年後には再度しゅんせつ事業を実施しなければならないが公害財特法の特例措置の有無により事業費の全額を自主財源で賄わなければならず特例措置がなければ事業実施が困難となる。
熊本市	現在、当市で実施中の水域環境保全事業（覆砂）は、平成23年度まで継続予定であるが、公害財特法が延長されなければ、起債ができなくなる。さらに、H23以降、熊本県が事業主体となり実施が計画されている干潟漁場への覆砂等事業の市負担金についても起債できなくなる。昨今の厳しい財政事情から、起債ができるることは事業規模の縮小・廃止につながり、必要な環境改善を実施することが困難になる。また、覆砂等の環境改善事業は、事業規模が大きい程、その効果を発揮しやすいことから、事業ができたとしても小規模で、効果のある環境改善は得られない恐れがある。

【問3】自由意見

地方公共団体名	回答
秋田県	公害財特法の申請や決算報告をある程度簡略化で出来る部分があれば簡略化してほしい。
富山県	公害財特法は平成22年度末をもって期限切れとなるが、現在適用を受けている県営公害防除特別土地改良事業の実施に支障を来すので、何らかの形で財政上の特別措置が受けられるよう格段の配慮をお願いしたい。
三重県	特になし
滋賀県	特になし
福岡県	特になし
佐賀県	特になし

長崎県	特になし
熊本県（農林水産部）	特になし
熊本県（土木部）	特になし
小樽市	特になし
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では公害防止対策事業の指定を受け、干潟漁場の覆砂事業を実施している。海域は自治体の所有物ではなく公有水面であることから、自治体だけの責任、財政負担で環境改善を図ることは馴染まない。現在、自治体が事業主体となり海域の環境改善を図る事業に対し、国が公害財特法で財政面での配慮を行っていることは意義のあることだと思う。海域の公害防止・環境保全は、今後も国が財政・政策の中心となり、関係自治体と連携しながら取り組む仕組みが必要だと考えます。 ・自治体は、実害が確認されれば環境悪化や公害の原因者、実害発生メカニズムが完全に特定・解明されていなくても住民の健康と環境・国土保全のために、速やかに対策をとらなければならないことがある。公害防止計画、公害財特法の見直しにあたっては、自治体への財政負担を軽減しつつ必要な対策を迅速かつ必要な期間実施できるよう、国が財源を再配分する仕組み作りや、国が高度な調査・研究への支援、近隣関係国への対策を積極的に行っていただけるよう、検討をお願いしたい。

公害防止計画制度のあり方に関する検討会検討員名簿

◎：座長

氏 名	所 属 ・ 役 職
浅野 直人	福岡大学法学部教授
岩崎 好陽	社団法人 におい・かおり環境協会会長
岡田 光正	広島大学大学院工学研究科教授
◎ 小林 悅夫	財団法人 ひょうご環境創造協会顧問
佐藤 福男	太平物産株式会社技術参与
谷口 守	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
丸山 學	元川崎市環境局長
山下 聰	東京都環境局環境政策部環境政策課長

(50音順、敬称略)

公害防止計画制度のあり方に関する検討会審議経過

第1回 平成21年12月18日

- (1) 公害防止計画制度の現状について
- (2) 公害防止計画制度の見直しについて
- (3) その他

第2回 平成22年2月15日

- (1) 公害防止計画制度の見直しに係る地方公共団体に対するアンケート調査結果について
- (2) 本検討会のとりまとめの方向性について
- (3) その他

第3回 平成22年3月30日

公害防止計画制度のあり方に関する検討会最終報告書（案）について